

衆議院議長

様

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を求める請願

〔請願要旨〕

法制審議会が1996年2月、選択的夫婦別姓制度導入等の民法改正を答申してから29年が過ぎました。この間、答申にあった婚外子相続分や再婚禁止期間、婚姻最低年齢の規定の改正が行われましたが、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正だけが行われていません。

最高裁は2015年12月、婚姻改姓による不利益を認めながら、民法750条の規定を合憲と判断し、民法改正の議論を国会に委ねました。その後も、法制審答申が立法化されないため、事実婚や通称使用をしている当事者がたびたび国を相手に提訴していますが、最高裁は、規定を合憲としたうえで、法改正を国会に委ね続けています。

報道機関や研究機関が行ったアンケート調査では、選択的夫婦別姓制度に賛成が圧倒的多数を占めています。これまで政府は、世論調査で賛否が拮抗しているとして、慎重な姿勢を示していましたが、大多数が賛成になった今、もはや停滞させる理由はありません。そもそも、人権問題を世論の多寡に委ね続け、解決を怠ることは許されません。国連女性差別撤廃委員会は昨年10月、日本政府に対し4度目の改善勧告を行いました。さらに、多くの地方議会が、選択的夫婦別姓制度を求める決議を行うなど、全国で民法改正を求める声は高まっています。

私たちは、選択的夫婦別姓制度が実現するよう以下について要望いたします。

〔請願項目〕

1. 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うこと

氏 名	住 所

【取扱団体】



NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク
〒107-0052
東京都港区赤坂 2-6-22-604
☎03-3568-3077
<http://www.ne.jp/asahi/m/net/>



日本労働組合総連合会
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 3-2-11
☎03-5295-0515
<https://www.jtuc-rengo.or.jp>

参議院議長

様

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を求める請願

〔請願要旨〕

法制審議会が1996年2月、選択的夫婦別姓制度導入等の民法改正を答申してから29年が過ぎました。この間、答申にあった婚外子相続分や再婚禁止期間、婚姻最低年齢の規定の改正が行われましたが、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正だけが行われていません。

最高裁は2015年12月、婚姻改姓による不利益を認めながら、民法750条の規定を合憲と判断し、民法改正の議論を国会に委ねました。その後も、法制審答申が立法化されないため、事実婚や通称使用をしている当事者がたびたび国を相手に提訴していますが、最高裁は、規定を合憲としたうえで、法改正を国会に委ね続けています。

報道機関や研究機関が行ったアンケート調査では、選択的夫婦別姓制度に賛成が圧倒的多数を占めています。これまで政府は、世論調査で賛否が拮抗しているとして、慎重な姿勢を示していましたが、大多数が賛成になった今、もはや停滞させる理由はありません。そもそも、人権問題を世論の多寡に委ね続け、解決を怠ることは許されません。国連女性差別撤廃委員会は昨年10月、日本政府に対し4度目の改善勧告を行いました。さらに、多くの地方議会が、選択的夫婦別姓制度を求める決議を行うなど、全国で民法改正を求める声は高まっています。

私たちは、選択的夫婦別姓制度が実現するよう以下について要望いたします。

〔請願項目〕

1. 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うこと

氏名	住所

【取扱団体】



NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク
〒107-0052
東京都港区赤坂 2-6-22-604
☎03-3568-3077
<http://www.ne.jp/asahi/m/net/>



日本労働組合総連合会
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 3-2-11
☎03-5295-0515
<https://www.jtuc-rengo.or.jp>